

那 霸 市 公 報

第 1 8 4 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課) 946
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) 947
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について (保護管理課) 948
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課) 949
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について (保護管理課) 950

◇ 公 告 ◇

- 那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集について (文化振興課) 952
- 那覇市障がい者福祉センター指定管理者募集について (障がい福祉課) 954

告 示**那覇市告示第 235 号**

令和 5 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

| 名 称 | 開 設 者 | 指定年月日 |
|--------------------------|-----------|-------------------------|
| 所 在 地 | | |
| 嘉数胃腸科内科医院 | 嘉数 昇達 | 令和5年6月1日～ 令和11年5月31日 |
| 那覇市仲井真 379-2 | | |
| 仲里歯科医院 | 医療法人 三誠会 | 令和5年6月1日～ 令和11年5月31日 |
| 那覇市久米 1 丁目 25 番 10 号 2 階 | | |
| いずみはら薬局 | 株式会社エルマーノ | 令和5年6月1日～ 令和11年5月31日 |
| 那覇市小禄 5-14-4 | | |

那覇市告示第 236 号
令和 5 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

| 名 称 | 開設者 | 廃止年月日 |
|------------------|---------|-----------------|
| 所 在 地 | | |
| 嘉数胃腸科外科医院 | 嘉数 昇康 | 令和 5 年 5 月 31 日 |
| 那覇市仲井真 379-2 | | |
| 仲里歯科医院 | 仲里 耕治 | 令和 5 年 5 月 31 日 |
| 那覇市久米 1-25-10 | | |
| いずみはら薬局 | 合資会社 伸成 | 令和 5 年 5 月 31 日 |
| 那覇市小禄五丁目 14 番地 4 | | |
| 大城眼科医院 | 大城 隆 | 令和 5 年 6 月 30 日 |
| 那覇市首里石嶺町 4-96 | | |

那覇市告示第 237 号
令和 5 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

| 名 称 | | 変更年月日 |
|------------------------|--|----------------|
| 変更事項 | 変 更 後 (変 更 前) | |
| トータルサポートの駅 グリーンハウス訪問看護 | | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 所在地 | 那覇市銘苅 2 丁目 4-35 アーバンプラネットビル 1F (那覇市銘苅 2 丁目 2 番 1 0 号 ヴィラアイリス 1 0 1 号) | |

那覇市告示第 238 号
令和 5 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

| 名 称 (廃止する事業の種類) | 廃止年月日 |
|---|-----------|
| 所 在 地 | |
| 嘉数胃腸科外科医院 (訪問リハビリ 訪問看護 居宅療養管理指導) | 令和5年5月31日 |
| 那覇市仲井真 379-2 | |
| 仲里歯科医院 (居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導) | 令和5年5月31日 |
| 那覇市久米1丁目25番10号 2階 | |

那覇市告示第 239 号
令和 5 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

| 名 称 | | 変更年月日 |
|---------------------------|---|-----------------|
| 変更事項 | 変 更 後 (変 更 前) | |
| トータルサポートの駅 グリーンハウス訪問看護 | | 令和 5 年 7 月 1 日 |
| 所在地 | 那覇市銘苅 2 丁目 4-35 アーバンプラネットビル 1F (那覇市銘苅 2 丁目 2-2-10 villa IRIS101) | |
| 特別養護老人ホーム大名 | | 令和 5 年 6 月 26 日 |
| 開設者 | 理事長 玉城 篤子 (理事長 神谷 幸枝) | |
| ショートステイ大名 | | 令和 5 年 6 月 26 日 |
| 開設者 | 理事長 玉城 篤子 (理事長 神谷 幸枝) | |
| 訪問介護ステーション大名 | | 令和 5 年 6 月 26 日 |
| 開設者 | 理事長 玉城 篤子 (理事長 神谷 幸枝) | |

| 名 称 | | 変更年月日 |
|------------------|--------------------------|-----------------|
| 変更事項 | 変 更 後 (変 更 前) | |
| 大名訪問看護ステーション | | 令和 5 年 6 月 26 日 |
| 開設者 | 理事長 玉城 篤子 (理事長 神谷 幸枝) | |
| グループホームぬくぬくの家・幸 | | 令和 5 年 6 月 26 日 |
| 開設者 | 理事長 玉城 篤子 (理事長 神谷 幸枝) | |
| 大名デイサービスフレンドふるじま | | 令和 5 年 6 月 26 日 |
| 開設者 | 理事長 玉城 篤子 (理事長 神谷 幸枝) | |
| グループホームコスモス | | 令和 5 年 6 月 26 日 |
| 開設者 | 理事長 玉城 篤子 (理事長 神谷 幸枝) | |
| 訪問介護ステーションマーガレット | | 令和 5 年 6 月 26 日 |
| 開設者 | 理事長 玉城 篤子 (理事長 神谷 幸枝) | |
| デイサービスセンターせんりょう | | 令和 5 年 6 月 26 日 |
| 開設者 | 理事長 玉城 篤子 (理事長 神谷 幸枝) | |
| 那覇市地域包括支援センター大名 | | 令和 5 年 6 月 26 日 |
| 開設者 | 理事長 玉城 篤子 (理事長 神谷 幸枝) | |

公 告

那覇市公告第 307 号
令和 5 年 8 月 3 日
掲 示 済

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集について

令和 6 年 4 月 1 日から那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの管理を行う法人その他の団体を、次のとおり募集します。

那覇市長 知念 覚

1 名称及び位置

名 称 那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー
位 置 那覇市パレット市民劇場：那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号
パレットくもじビル 9 階
那覇市民ギャラリー：那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号
パレットくもじビル 6 階

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで (5 年間)

4 応募資格

応募者は、指定期間中、安全・円滑に対象施設を管理運営できる法人、もしくはその他の団体 (以下、「法人等」という。) で、次の事項に該当するものとし、ます。なお、個人での応募はできません。

(1) 法人等が単独で応募する場合

- ① 県内に登記簿上の本店を有する法人等で主たる事務所も県内に有するもの。
- ② 単独で応募する法人等は、共同事業体の構成員又は代表団体にはなれません。

(2) 共同事業体での応募の場合

- ① 代表者：県内に登記簿上の本店を有する法人等で主たる事務所も県内に有するもの。

構成員：県内に登記簿上の本店を有する法人等で主たる事務所も県内に有するもの。

②代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同事業体の構成員間で協定を締結すること。

③同一の法人等が、異なる複数の共同事業体の構成員になることはできません。

※共同企業体を組織する全ての法人等においても、次の（3）から（9）の全てを満たす必要があります。

（3）国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

（4）地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。

（5）応募書類提出時点において、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。

（6）過去1年以内に、指定管理者の責めに帰すべき理由により、本市から指定管理者の指定の取消を受けていないこと。

（7）会社更生法、民事再生法等による手続きをしていないこと。

（8）代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられているものがないこと。

（9）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

5 申請方法

（1）募集要項等の配布

募集要項及び関係書類については、那覇市ホームページよりダウンロードしてください。

（2）提出書類

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集要項のとおり。

（3）申請書等の提出方法

持参により下記場所へ提出してください。

沖縄県那覇市久茂地3-26-27（那覇文化芸術劇場なは一と）

那覇市 市民文化部 文化振興課

6 申請受付期間

令和5年9月14日（木）から令和5年10月3日（火）午後5時まで

土曜、日曜、祝日、及び9月19日（火）・10月2日（月）を除く午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までを除く）

7 公募説明会及び施設見学会

本公募に係る説明会及び施設見学会を以下のとおり行います。なお、説明会及び施設見学会への参加は応募要件ではありません。

（1）日 時：令和5年8月21日（月）午前10時開始（1時間程度を予定）

（2）場 所：那覇市パレット市民劇場（パレットくもじ9階）

- (3) 申込受付：令和 5 年 8 月 16 日（水）までに E メールにてお申込みください。メールの件名を「パレット市民劇場 説明会申込」として、本文に「団体名、代表者名、団体所在地、参加者全員の氏名・所属、電話番号、メールアドレス」を記載し、問い合わせ先のメールアドレスへメールを送信してください。なお、参加人数は 1 団体 3 名までとします。

8 問い合わせ先

那覇市 市民文化部 文化振興課

住所 〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地 3-26-27

(那覇文化芸術劇場なは一と)

電話 098-861-7810 F A X 098-861-7870

E-mail c-bunka001@city.naha.lg.jp

那覇市公告第 308 号

令和 5 年 8 月 3 日

掲 示 済

那覇市障がい者福祉センター指定管理者募集について

令和 6 年 4 月 1 日からの那覇市障がい者福祉センターの管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 知念 覚

1 名称及び所在地

(1) 名称 那覇市障がい者福祉センター

(2) 位置 那覇市古島 2 丁目 14 番地 4

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市障がい者福祉センター条例第 3 条に定めるもののほか、那覇市障がい者福祉センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)のとおり。

3 指定の予定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで (5 年間)

4 応募資格

応募者は、次の要件に該当するものとします。

(1) センター施設を円滑かつ安定して管理運営するとともに、指定管理の基本

協定の締結時までには事業計画で提案する障害福祉サービス事業を実施することが可能である法人その他の団体であること。

- (2) 職員配置の目安として、施設長 1 人の他、地域活動支援センターⅡ型事業を行う職員は 3 人以上配置し、障害福祉サービス事業については応募者の事業計画とともに提案すること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。(直近 3 ヶ年)
- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (7) 自主事業に関し、法令の資格要件等や知識を有すること。
- (8) 審査部会委員が、応募しようとする団体の経営または運営に関与していないこと。
- (9) 共同事業体で応募する場合は、構成するすべての団体が上記の条件を満たしていることと、応募の際に共同事業体構成員表(様式 11)及び共同事業協定書(様式 12)を提出すること。なお、「共同事業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。

5 欠格事項

次の事項に該当する場合は、指定管理者の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) この要項の内容を遵守しない場合
- (3) その他の不正行為があった場合

6 申請の方法

那覇市障がい者福祉センター指定管理者募集要項のとおり。

7 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和 5 年 7 月 26 日(水)から同年 9 月 13 日(水)まで
- (2) 配布場所 那覇市役所 障がい福祉課 (3 階 36 番窓口)
障がい福祉課ホームページからもダウンロードできます。

8 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 3 階

福祉部 障がい福祉課 金城、牧野

電話 : 098-862-3275 (直通)

E-mail H-HUKU001@city.naha.lg.jp

